

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第2の1の(7)、Ⅳの第2の2の(8)の⑥のエ、Ⅳの第2の3の(8)の⑥のエ及びⅣの第2の4の(6)の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の③のオの(イ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払

数量払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の②のアの(エ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明した書類の写しなど)を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、8月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

（なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合には、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
- (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
- (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、正当な理由なく、**出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合
- (4) **必要書類が保管されていない**ため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場**

合

- (5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、
また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1	<p>土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。</p>
2	<p>適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。</p>
3	<p>効果的・効率的で適正な防除 病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。</p>
4	<p>廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。</p>
5	<p>エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。</p>
6	<p>新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。</p>
7	<p>生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。</p>
8	<p>安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。</p>

チェック欄

過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

- ① 農業者自らが実施状況を点検してください。
- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、点検シートの提出に代えることができます。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注 2）に必要最小限度の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県で必要最小限度内の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート ＜各取組項目の解説＞

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

令和6年度から、農林水産省の各種補助事業等で「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」が実施されることに伴い、点検シートが見直されました。これまではゲタ・ナラシにおいて点検シートのチェックが必要でしたが、令和6年度より「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」を申請する場合にもチェックが必要となります。また、「水田活用の直接支払交付金」についても、令和7年度からチェックが必要となるため、ぜひ令和6年度も積極的に自己チェックしてみましょう。

1 土づくりの励行

堆肥や有機質肥料、緑肥等を活用することや、作物残さ等をすき込むことを励行し、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。

2 適切で効果的・効率的な施肥

作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減とともに、施肥のコスト削減につながります。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全種苗の使用、土壌の排水性の改善、適正な栽培密度での管理、抵抗性品種の導入、発生予察情報や病害虫の発生状況を基にした防除の要否判断、防虫ネット・粘着シートなどの物理的防除、ローテーションでの農薬散布など、様々な手法を組み合わせて実施するよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。

また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することで、農場外への飛散・流出による農場など周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用

農業生産活動に伴い発生するプラスチック製等の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去に努めることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

また、作物残さ等については放置すると臭いの発生や有害鳥獣の誘因につながることに留意しましょう。また、すき込みによる土づくりなどを行う際に、有機物に由来する肥料成分の供給を勘案して、過剰施用とならないような施肥設計に留意することで、適正な施肥につながります。

5 エネルギーの節減

不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストを低減します。

6 新たな知見・情報の収集

みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関連する基本的な取組や技術に係る知見を収集するとともに、自らの経営に関連する環境関連法令を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。

7 生産に係る情報の保存

肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあたらない場所での保管、農薬の施錠可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録・保存を励行することで、適正な施肥・防除や次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内での電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。

8 安全な農作業の実施

農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めること、農作業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書

令和 年産 申請年月日 令和 年 月 日

年産における農地の利用計画を申請します。

(年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者 氏名又は法人、組織名 フリガナ 法人、組織の代表者氏名
住所 (〒 -) 電話 FAX 経営形態

交付申請者管理コード 共済加入者コード 農業共済加入状況(含加入予定)記入欄

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式
R4・R5開始 一括交付方式 分割交付方式
R6開始 一括交付方式 分割交付方式

※「R4・R5」開始の一括交付方式については、前年度に一括交付を希望した者のうち、今年度も継続して一括交付を希望する場合に「○」をつけてください。

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係
高収益作物定着促進支援 開始年 R2 対象面積 a m

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係
高収益作物定着促進支援 開始年 R4 対象面積 a m
畑地化促進事業のうち定着促進支援関係 開始年 R5 対象面積 a m

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積
(認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規就農者が対象)
対象畑作物 生産予定面積※1 対象畑作物 生産予定面積※1

※1 ゲタに係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記(1)～(7)を参照の上、記入する。

- (1) ゲタに申請する方は、必ず、生産予定面積を記入する。
(2) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。
(3) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦(ビール用麦等)を除いた面積。
(4) 小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。
(5) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。
(6) そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。
(7) なたねは、数量払の対象とならない食用植物油用以外のものを除いた面積。

※2 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○をつける。なお、一部の品目のみ希望する場合は、「収穫後交付希望作物名」の回答欄に収穫後交付を希望する対象作物名を記入する。

水稲単収 kg/10a

水稲用途別作付面積
用途 農業者記入欄 用途 農業者記入欄
主食用米 出荷・販売契約数量 生産予定面積 用途 出荷・販売契約数量 生産予定面積

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記入すること。

※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください)
農地の番号 地名・地番、大字、字、集落地番 交付対象農地区分(注1) 水稲作付最終年(注2) 作期(注3) 面積(本地面積) 作物作付面積(注4) 作物名(注5) 地権者(権原を有する者)(注8) 住所・氏名

- (注1) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。
(注2) 前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入する。
(注3) 一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稲又は基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。
(注4) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単面が異なる場合(は種面積と作付面積が一致しない場合)は、書面上分筆して記入する。
(注5) 「作物名」欄には、主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、なたね(食用植物油用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てのほ場について記入する。
(注6) 飼料作物(牧草)を作付けるほ場であって、当年度では種を行うほ場の場合は、○を記入する。
(注7) 「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付に取り組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。
(注8) 農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を記入する。
(注9) 高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。
(注10) 畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付ける場合は、○を記入する。
(注11) 畑地化促進事業(R5補正)に取り組む場合は、○を記入する。
(注12) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成(R6当初)に取り組む場合は、○を記入する。
(注13) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。
(注14) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
(注15) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、○を記入する。
(注16) 当年度に畑作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
(注17) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に申請したほ場は、○を記入する。
(注18) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)において、令和7年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。
(注19) コメ新市場開拓等促進事業に申請したほ場は、○を記入する。
(注20) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のただし書き又は畑地化促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のただし書きの規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務局長、内閣府沖縄総合事務局)

年産における下記申請者に係る農地の利用計画等を取りまとめたので報告します。

〇〇〇 地域農業再生協議会長

申請者情報表: 氏名又は法人組織名、フリガナ、住所、電話番号、FAX、経営形態(個人/集落営農/法人)。

交付申請者管理コード、共済加入者コード入力欄。

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式表: R4-R6開始、一括交付方式、分割交付方式。

※「R4・R6」開始の一括交付方式については、前年度に一括交付を希望した者のうち、今年度も継続して一括交付を希望する場合に「○」をつけてください。

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係表: 開始年、R2, R3, R4, 対象面積。

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係表: 開始年、R4, R5, R6, 対象面積。

※ R4年において、既に水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください)表: 農地の番号、地名・地番、作期、面積、作物作付面積、作物名、種別、畑地化促進事業、水田農業高収益化推進計画、高収益作物定着促進支援計画、畑作物定着促進支援計画、畑作物産地事業、R7畑地化の意向、コメ新市場開拓事業、別途実施事業該当、備考。

- (注1) 一つのほ場で二毛作りに取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稲又は基幹作物として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。
(注2) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単価が異なる場合は(ほ場面積と作付面積が一致しない場合は)、書面上分筆して記入する。
(注3) 「作物名」欄には、主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、てん菜原料用ばれいし(専用品種、その他)、なたね(食用植物油脂用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てこのほ場について記入する。
※ 小麦のうち、ゲタの面積にに係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別して記入する。
(注4) 飼料作物(牧草)を作付けるほ場であって、当年度では種を行うほ場の場合は、○を記入する。
(注5) 「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付に取組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。
(注6) 高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取組む場合は、対象年度を記入する。
(注7) 畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、○を記入する。
(注8) 畑地化促進事業(R5補正)に取り組む場合は、○を記入する。
(注9) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成(R6当初)に取り組む場合は、○を記入する。
(注10) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。
(注11) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
(注12) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取組む場合は、○を記入する。
(注13) 当年度に畑作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
(注14) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に申請したほ場は、○を記入する。
(注15) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)において、令和7年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。
(注16) コメ新市場開拓等促進事業に申請したほ場は、○を記入する。
(注17) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のただし書き又は畑地化促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のただし書きの規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

水稲単収 kg/10a

水稲用途別作付面積表: 用途、担当者記入欄(確定値を記入)、出荷・販売契約数量、生産予定面積、作況調整後の出荷・販売契約数量。主食用米、WCS用稲、(※2)米粉用米、うちコメ新市場事業対象を除く、うちコメ新市場事業対象、飼料用米(生もみ除く)、多収品種、多収品種以外、飼料用米(生もみ)、多収品種、多収品種以外、青刈り稲、(※2)新市場開拓用米、うちコメ新市場事業対象を除く、うちコメ新市場事業対象、備蓄米、合計。

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記入すること。
※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

戦略作物等関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当)表: 対象作物、基幹作物作付面積、二毛作付面積。対象作物: 麦(※1)、大豆(※1)、飼料作物(除くWCS用稲)、うちは種(※2)、うちは種以外、うち青刈り稲(※3)、うち子実用とうもろこし(※1)⑤、うち青刈りとうもろこし⑥、うち牧草⑦、うちは種⑧、うちは種以外⑨、上記以外の飼料作物⑩、加工用米(※1)、WCS用稲、米粉用米(※1)、出荷・販売数量(数量払い対象)、玄米、もみ、多収品種、うち区分管理、うち一括管理、出荷・販売数量(数量払い対象)、玄米、もみ、うち多収品種、うち多収品種以外、水稲作付面積、差し引き面積。
畑地化促進助成表: 対象作物、基幹作物作付面積、二毛作付面積。対象作物: そば、なたね、新市場開拓用米(※1)、地力増進作物、高収益作物(※4)。
水田農業高収益化推進助成関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当)(※5)表: 項目、基幹作物作付面積。高収益作物畑地化支援(高収益作物のみ)、その他畑地化支援(一般作物又は高収益作物)、高収益作物定着促進支援、うち野菜、うち加工・業務用、うち果樹、うち加工・業務用、うち花き・花木、うちその他の高収益作物、畑作物定着促進支援、うち麦、うち大豆、うち飼料作物(※8)(子実用とうもろこし以外)、うち飼料作物(子実用とうもろこし)、うち子実用とうもろこし、うちそば、うちなたね、うちその他の畑作物、別途実施事業対象面積、麦(R6)、大豆(R6)、飼料作物(は種)(R6)、飼料作物(は種以外)(R6)。
畑地化促進助成表: 項目、基幹作物作付面積。高収益作物畑地化支援(高収益作物のみ)、その他畑地化支援(一般作物又は高収益作物)、高収益作物定着促進支援、うち野菜、うち加工・業務用、うち果樹、うち加工・業務用、うち花き・花木、うちその他の高収益作物、畑作物定着促進支援、子実用とうもろこし支援。

〇交付金に係る面積について、現地確認等を踏まえて確定面積等を記入(地域農業再生協議会担当者記入欄)

令和 年産 申請年月日 令和 年 月 日

畑作物産地形成促進事業表: 対象作物、基幹作物作付面積、別途実施事業対象面積。対象作物: 麦、うちR7畑地化、うちR7畑地化を除く、うちR7畑地化、うちR7畑地化を除く、うちR7畑地化、うちR7畑地化を除く、うちR7畑地化、うちR7畑地化を除く。
コメ新市場開拓等促進事業表: 対象作物、基幹作物作付面積。新市場開拓用米、加工用米、米粉用米。
畑地化促進事業表: 項目、基幹作物作付面積(※7)(R4開始分(※6))、基幹作物作付面積(※7)(R5開始分(※6))、基幹作物作付面積(※7)(R6開始分(※6))。高収益作物畑地化支援(高収益作物のみ)、その他畑地化支援(一般作物又は高収益作物)、高収益作物定着促進支援、うち野菜、うち加工・業務用、うち果樹、うち加工・業務用、うち花き・花木、うちその他の高収益作物、畑作物定着促進支援、うち麦、うち大豆、うち飼料作物(※8)(子実用とうもろこし以外)、うち飼料作物(子実用とうもろこし)、うち子実用とうもろこし、うちそば、うちなたね、うちその他の畑作物、別途実施事業対象面積、麦(R6)、大豆(R6)、飼料作物(は種)(R6)、飼料作物(は種以外)(R6)。

※1 戦略作物等関係の麦、大豆、子実用とうもろこし、加工用米、米粉用米及び産地交付金関係の新市場開拓用米には、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業の交付対象となっていない面積を記入すること。
※2 青刈り稲(④)は、飼料作物以外の専用品種等の面積を除く。
※3 青刈り稲には、飼料作物以外の専用品種等を含む。
※4 産地交付金関係の高収益作物は、園芸作物等のうち、産地交付金の支払対象(見込み含む。)となっている面積を記入する。
※5 R4まで水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けていた農地のうち、当年において引き続き当該助成による高収益作物定着促進支援を受ける面積を記入すること。
※6 R4開始分・R5開始分・R6開始分の畑地化支援及び定着促進支援はいずれも通常の単位とする。一括交付方式の場合は、R4開始分・R5開始分・R6開始分のいずれも一括交付の単価を乗じる。ただし、R4開始分及びR5開始分について、算出された金額から、既に過年度に交付された金額を差し引いた金額となる。
※8 飼料作物には、青刈り稲、専用品種等の水稲を含まない。

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）に係る生産予定面積

ゲタに係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」の欄は、下記（1）～（6）を参照の上、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象畑作物ごとに、水田、畑作、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計値を記入してください。

なお、営農計画書の提出後（交付申請後）に、実際の作付面積に変更があった場合は、速やかに地方農政局等にその旨を連絡してください。

（注）「収穫後交付を希望する」の回答欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○を付けてください。また、一部の品目のみ希望する場合は、「収穫後交付希望作物名」の回答欄に収穫後交付を希望する対象作物を記入してください。

（1）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（注）なお、小麦については、春期には種する小麦（以下「春まき」という。）と秋期には種する小麦（以下「秋まき」という。）に区別して作付面積を記入してください。

（2）大豆

生産予定面積は、は種前に農協等と締結した出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（3）そば

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用そばを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（4）なたね

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の

作付面積を基本とします。(数量払の対象とならないなたねを生産するための作付面積を除いた面積としてください)。

(5) てん菜

生産予定面積は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

(6) でん粉原料用ばれいしょ

生産予定面積は、農協等と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

3 「水稻単収欄」

「水稻用途別作付面積」の生産予定面積等の算定に用いる水稻単収を記入してください。

4 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業(R5当初)対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業(R5当初事業)に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業(R5当初)対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業(R5当初事業)に申請した数量・面積を記載してください。

5 「水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係」

令和4年までに水田活用の直接支払交付金の高収益作物定着促進支援に取り組んでいる場合は、開始年度及び対象面積を記入してください。

6 「畑地化促進事業のうち定着促進支援関係」

定着促進支援に取り組む場合は、開始年度及び対象面積を記入してください。

7 農地の利用計画記入欄

(1) 「農地の番号」

農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

(2) 「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

(3) 「交付対象農地区分」

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「1」を、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地以外の水田は「2」を、畑地は「3」と記入してください。(交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。)

なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入してください。ただし、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援の支援期間においては、「1」を記入してください。

(4) 「水稲作付最終年」

前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください(ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要です。)

例えば、令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書提出時に「R 4」と記入してください。

(5) 「作期」

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」(麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。)

(6) 「面積(本地面積)」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

(7) 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

(8) 「作物名」

主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば(普通そば又は種子用そば)、なたね(食用植物油脂用、その他)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理又は土地改良

通年施行等)について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1) 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い
平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）

(注2) 畑地における対象畑作物の作付面積も記入してください。

(注3) 小麦のうち、ゲタに係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」に区別して記入してください。

(9) 「は種の有無」

飼料作物（牧草）を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合に「○」を記入してください。

(10) 「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米を含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

(11) 「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

(12) 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

(13) 「畑地化」

高収益作物畑地化支援に係る取組及びその他畑地化支援に取り組む年度を記入してください。畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、「高収益作物のみ」欄に「○」を記入してください。

(14) 「備考」

備考として特記すべき事項を記入してください。平成 29 年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。

高収益作物定着促進支援に輪作で取り組む場合は備考欄に輪作と記入してください。

8 提出期限

(1) 営農計画書は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と併せて、毎年 6 月 30 日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。

(2) なお、内容に変更がある場合には、毎年 6 月 30 日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■ 水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

■ 畑作物産地形成促進事業関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

麦、大豆、高収益作物及び子実用とうもろこしについて、「うち R 7 畑地化」欄には、令和 7 年に畑地化する予定の面積を記入し、「うち R 7 畑地化を除く」欄には、令和 7 年に畑地化しない面積を記載してください。

以 上

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

初めて加入及び代理人に委任をされる方は、必ず提出してください。ただし、前年度までに加入及び委任状を提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。なお、原則、口座名義は申請者名と同一としていただきますが、代理人に委任される場合は、必ずその理由を記入してください。

年 月 日

地方農政局長 殿

住所

氏名

申請の内容	<input type="checkbox"/> 新規加入	<input type="checkbox"/> 振込口座変更	<input checked="" type="checkbox"/> 代理人に委任(以下の欄に代理人を記入してください)
-------	-------------------------------	---------------------------------	---

交付金の振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)	
	金融機関コード(数字4ケタ)	金融機関名 農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金
	支店コード(数字3ケタ)	支店名
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)	
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	
	口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)	
	口座名義人	
	フリガナ	
	漢字	
	ゆうちょ銀行	
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)		
番号(右づめで記入)		
1	0 [※]	1
口座名義人		
フリガナ		
漢字		

<代理人に委任される方>

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとし

代理人	住所	
	氏名	
別途口座を 使う理由		

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

<産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農計画書の変更について代理人に委任される方>

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の口にチェック(✓)を入れてください。

交付申請者管理コード										地域協議会等管理コード									

 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧

〇〇農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長 } 殿

市町村長

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IVの第1の1の(1)の①のイの(ウ)の規定に基づき、〇年〇月〇日現在、下表の〇年度の経営所得安定対策への加入を希望する集落営農については、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものと判断します。

番号	集落営農名称	代表者氏名	所在地住所	設立年月
1	〇〇集落営農	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市・・・	27.3
2	□□集落営農	□□□□	〇〇県〇〇市・・・	25.3